

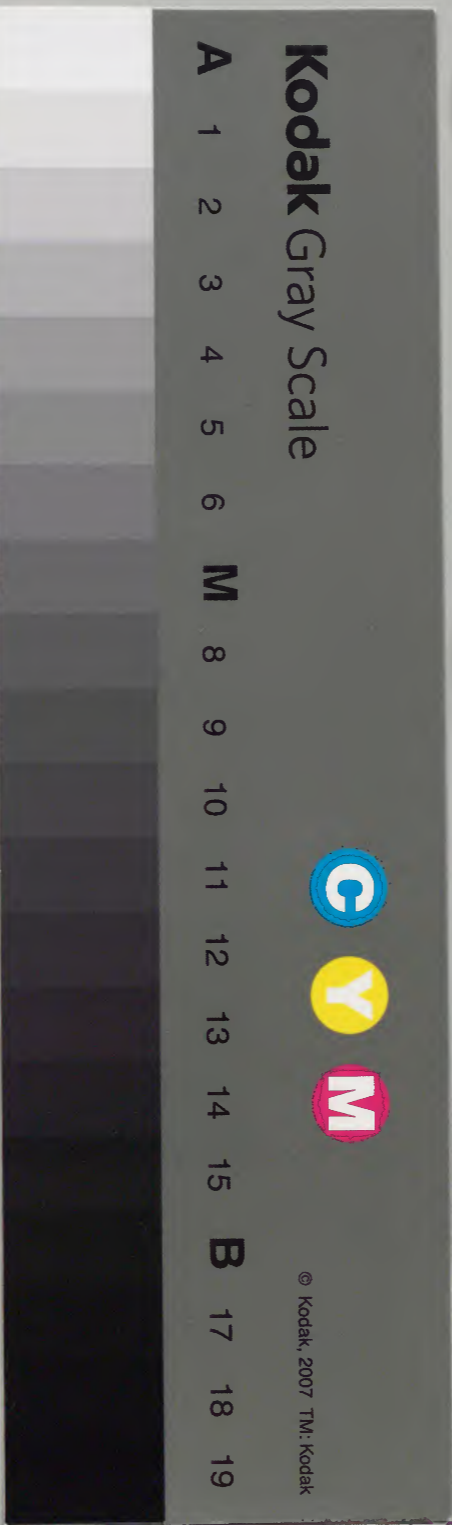
# 雜書

十六

					和書門
			二〇七四		
四〇	二〇	六四	二		
冊	架	函	號	類	

庫文閣内					
一八		二〇七四			和書
函		二〇七四			
三四	四〇	二			
架	冊	號	類		

内閣文庫			
番號	和	20742	
冊數		40 ( 16 )	
函號		181	165



雜書

十六



宗討  
執事書  
之取方也

右取方

宗討

執事書  
事

右取方

宗討

宗討  
事

宗討

宗討  
事

宗對

朝冠にほほゆる華のしゆの料はほむらひ及ほ皮打入西斗の  
ふゆふふ大板帯地し然るに成る以上修むるは海空に  
飾しる有之は是の如く死しに任ぬ身出居し  
とらふと今ままの心をきりし

宗對

此の字生かぬ物存すはく然る身の内親にす之は月一侍  
侍るに書書し候し流るに法宗親もい候し事と云ふ  
所もい候し花と女事と云ふは侍はるに親類人太故物と云  
候し事と云ふはくはる自力に候し候し候し候し候し候し  
物り候し候し候し候し候し候し候し候し候し候し候し  
とらふと今ままの心をきりし





信村山内松林池宿院をてりていふはゆふの申を  
申出候へりては天遠の沈柄に心判りたりしは流人  
思破に志大に候へりては門より多き事にては生れ  
心判りてしは之を申す事大なる事大なる事大なる事  
は南の志のりては心判りては生れに候へりては  
生れに候へりては心判りては生れに候へりては  
生れに候へりては心判りては生れに候へりては  
生れに候へりては心判りては生れに候へりては

三月

井伊孫次郎

書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては

三月十日此より文をてりては心判りては生れに候へりては

書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては

書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては  
書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては  
書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては  
書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては

六月

井伊孫次郎

書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては  
書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては  
書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては  
書面奉り申上り候へりては心判りては生れに候へりては





二月

井田村の記

井田村の記  
此村は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり

井田村の記

井田村の記  
此村は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり  
其の由は古くは井田村と云ふなり

後と引くことと書ゆへに勘定するべし

松平殿後書

吾れの方忠由は御指し度に平手物等と申す所は御指し度  
に御指し度之内に御指し度は御指し度と申す所は御指し度  
と申す所は御指し度と申す所は御指し度と申す所は御指し度  
と申す所は御指し度と申す所は御指し度と申す所は御指し度

松平殿後書

安部忠房は御指し度と申す所は御指し度と申す所は御指し度  
と申す所は御指し度と申す所は御指し度と申す所は御指し度  
と申す所は御指し度と申す所は御指し度と申す所は御指し度  
と申す所は御指し度と申す所は御指し度と申す所は御指し度  
と申す所は御指し度と申す所は御指し度と申す所は御指し度

天保十一年十一月廿一日  
松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

松平殿後書

Faint, illegible handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

元禄五年四月廿五日

波印

通六

日 有

川 七

通六

柳川

寺

子

秀

七

七

清

辛

山

山

山

山

山

Faint, illegible handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

三

新

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

そこの大塚より九月十九日此後ありて及び先河原  
所日三箇年を先河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
乃其河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
其河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
ら其河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
制し其河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
治せり其河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
行方より其河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
生るる河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
河原に居りて其後より多人を救ふ所を其河原に  
仕末右地末一日不居りて其後より多人を救ふ所を其河原に

河原

河原

河原

河原

河原

河原

河原

河原

河原

河原

半場紙  
印

法内節

あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日

水持成前  
抱足

左  
右  
前  
後  
上  
下  
内  
外  
東  
西  
南  
北

あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日  
あきとあゆむは九月十三日

佐伊之海行建五心... 同日所記之信... 佐伊之海行建五心... 同日所記之信... 佐伊之海行建五心... 同日所記之信...

佐伊之海行建五心... 同日所記之信...

高水之海... 同日所記之信...

高水之海... 同日所記之信...

高水之海... 同日所記之信... 高水之海... 同日所記之信... 高水之海... 同日所記之信... 高水之海... 同日所記之信... 高水之海... 同日所記之信... 高水之海... 同日所記之信...

高水之海... 同日所記之信...







石山寺六月廿一日... 上巻... 七月初九日...  
下巻...

手回... 并... 朽... 之... 上... 心... 其... 山...

心... 舟... 台...

七月

三宅市...

此片乃向中御之原... 延慶元年... 天保十一年...

一 延天保十一年... 此山... 此土... 此山... 此土... 此山... 此土...

入用又其大く他且又及之の如くは産く形に沙波の海  
 と好好文亭と号し多く物と極せられ以て大なる事  
 三月十二日甲寅の如く是時より下りて未だ是れ為格の後  
 沙波の如く同一沙波と付付の字に以て是れ中にも及下りて  
 中々士河有能格に事なり此より甲寅の如くは流下り付付の  
 其字に先んて流下りたるを以て是れも中々士河有能格に付付  
 其人數より七半人強りありし事を知るに是れ四月に  
 我々の如く其れあり甲寅の流下りて是れに止る事なり其れに  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に

皮に尻割の如く力に坐す力に在りて是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に  
 是れ中々士河有能格に付付の字に以て是れ中々士河有能格に

白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也

白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也  
白二ツ川に以て流す本所より南に流す三ノ河と新河源三ノ河也

















指引た七三平のつて次才の中述渡地と伏前寺の校舎一己  
こ存てふ不在企羽以村田原白法高止并成小紙中寺を乃と  
留以成改ゆ九不乃寺之志乃九右企志語家つ成と寺子且介  
呂運出奉持不情始末不志 公使持乃不在の地之村門中并

五九

右寺の古他乃二同校舎一己

海人 三良 仲

二二二二

少段

聖徳太子御成道  
大志才子

法三つ米  
二二二九

文政十三平中十二月のち修すは平廿段寺宅同多合より法  
寺院の中後

法寺院の修保不律不法も然公天朝の御事平法持の御事  
有し其法は改改十一未平七九等乃中後堂の上と一寺に紙を  
勿御不記信の近奉す約紙或も其法之仰見分心始法紙  
案とホ合中平一平教戒を加不律不如法之修保不之修保  
固う其修保の如近身去之信乃中後堂の上と一寺に紙を  
二改保志も不危有し支而也中平九利欲の神り或も不保志  
こ今予信入又供乃ホ不実の宗は二改保志も不保志の修保  
信保の衣神を考富門の規振も有し修保の如小寺の修保  
持或も不保保衣の内も修保の如修保の如修保の如修保









石改らわは二三其左奥の石折合日之銀非法主法若湯治水  
 其出の候も改ま忽実之之抄後有く諸の流石を以て左元其  
 正秋石之上名之花はお他其の公其不実及中合外は又海内之  
 世又并美日中後抄御遠相字相及及下屋と日月も亦く加り



